

発議第1号

伊賀市議会議員定数条例の一部改正について

伊賀市議会議員定数条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成24年3月23日提出

提出者	伊賀市議会議員
	中谷 一彦
	中本 徳子
	坂井 悟

記

伊賀市議会議員定数条例の一部を改正する条例

伊賀市議会議員定数条例(平成19年伊賀市条例第21号)の一部を次のように改正する。

本則中「28人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

発議第2号

伊賀市議会委員会条例の一部改正について

伊賀市議会委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成24年3月23日提出

提出者	伊賀市議会議員
	中谷 一彦
	上田 宗久
	北出 忠良
	中本 徳子
	坂井 悟
	中岡 久徳
	森永 勝二

記

伊賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市議会委員会条例（平成16年伊賀市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「企画総務部」を「総務部」に改め、同号中クをケとし、イからキまでをウからクまでとし、アの次に次のように加える。

イ 企画財政部の所管に属する事項

第2条第3号ア中「産業建設部」を「産業振興部」に改め、同号イ中「中心市街地活性化推進室」を「建設部」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

発議第3号

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）の提出について

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成24年3月23日提出

提出者	伊賀市議会議員
	中井 洸一
	中谷 一彦
	西澤 民郎
	中本 徳子

記

## こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし、現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり、国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にあります。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえます。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではありません。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い、生活を障害する程度を表す総合指標（障害調整生命年＜DALY＞：disability adjusted life years）を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。

精神疾患は、それに続く癌と循環器疾患と合わせて三大疾患の一つと言えます（WHOの「命と生活障害の総合指標」による）。

欧米では、この指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度に相応しい施策がとられてきていません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。

よって、その重要性に相応しく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月23日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣（「新しい公共」） 宛

発議第4号

基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書（案）  
の提出について

基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成24年3月23日提出

提出者	伊賀市議会議員
	西澤 民郎
	中井 洸一
	中谷 一彦
	中本 徳子

記

## 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書（案）

国が地方自治体の仕事を様々な基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための地域主権「一括法」の第1次・第2次一括法が昨年の通常国会で成立しました。291項目にわたる第3次見直しも昨年末に閣議決定され、本年の通常国会に提出される見通しとなっています。

一方、自主財源の乏しい地方自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めてきていますが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないなどで、さらに厳しい財政運営を強いられています。

地方自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっています。

地域主権改革は、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革を目指すものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくものでなければなりません。

よって、政府におかれては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

### 記

- 1 政府においては、権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実にを行うこと。また、移譲時に必要となる電算システム整備など臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。
- 2 都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、事務引継ぎ、研修、職員派遣、都道府県・市町村間の推進体制の構築など、基礎自治体への権限移譲が円滑に進められるよう、政府は、移譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について、地方側に十分な情報提供を行うこと。
- 3 厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制等も含め、各市町村単独での権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想されることから、広域連合の設立手続きの簡素化なども含め、市町村が共同で柔軟に権限を行使できる仕組みを整備し、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。
- 4 地方の自主性・裁量性を拡大し、地方の特性に応じて事務が行えるよう、一層の「義務付け・

枠付け」の見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月23日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 宛

発議第5号

議案第5号 平成24年度三重県伊賀市一般会計予算に対する附帯決議（案）  
について

下記の決議（案）を、伊賀市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年3月23日提出

提出者 伊賀市議会議員

稲森 稔尚

百上 真奈

中本 徳子

森永 勝二

記

議案第5号 平成24年度三重県伊賀市一般会計予算に対する附帯決議（案）

しらさぎ運動公園整備事業については、総額約17億円を投入する大型事業であるにもかかわらず、事業内容、政策発生源、将来にわたるコスト計算等の説明責任が全市的に果たされているとは言い難く、市民的な合意も得られていないと考える。

よって、市として全市的な説明に出向くなど、広く市民の合意が得られるまでの間、下記の予算執行を凍結することを求める決議を行う。

記

1 議案第5号 平成24年度三重県伊賀市一般会計予算

第1条 第8款土木費 第4項都市計画費 第6目都市公園整備費

細目386都市公園整備事業 細々目52 しらさぎ運動公園整備事業 616,000,000円